

議第 28 号

## 下呂市企業立地促進及び企業支援に関する条例の一部を改 正する条例について

下呂市企業立地促進及び企業支援に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。

令和 4 年 2 月 25 日提出

下呂市長 山内 登

### 提 案 理 由

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う下呂市固定資産税の特例に関する条例（令和 3 年下呂市条例第 29 号）の適用に伴う、補助対象要件の一部改正及び補助対象人数の要件の一部改正のため、当該条例の一部を改正するもの。

## 下呂市企業立地促進及び企業支援に関する条例の一部を改正する条例

下呂市企業立地促進及び企業支援に関する条例（平成20年下呂市条例第23号）の一部を次のように改正する。

改 正 後				改 正 前					
別表第1（第3条、第7条関係）				別表第1（第3条、第7条関係）					
助成金の種類		交付の要件	助成金の額	交付の時期及び適用期間	助成金の種類		交付の要件	助成金の額	交付の時期及び適用期間
事業所等設置助成金		(1) (略)		操業	事業所等設置助成金		(1) (略)		操業
新設の場合		(2) 投下固定資産総額が3億円以上（消費税含む。）あり、基準日における新規雇用従業員の数が <u>10人以上</u> であること。	投下固定資産に対して賦課された固定資産税の納付額以内の額が、10年間の助成総額は1億円とし、1年の上限額は1,000万円とする。	開始後初めて賦課された年から10年間			(2) 投下固定資産に対して賦課された固定資産税の納付額以内の額が、10年間の助成総額は1億円とし、1年の上限額は1,000万円とする。		開始後初めて賦課された年から10年間
		(3) (略)		(3) (略)					

改 正 後						改 正 前					
設 又 は 移 設 の 場 合	(4) 投 下固定 資産総 額が1 億円以 上（消 費税含 む。） あり、 基準日 におけ る新規 雇用従 業員の 数が <u>10</u> 人以上 である こと。	投下固定資 産に対して 賦課された 固定資産税 の納付額以 内の額 成総額は1 億円とし、1 年間の上限 額は1,000万 円とする。	操業 開始 後初 めて 賦課 され た年 度か ら10 年間			(4) 投 下固定 資産総 額が1 億円以 上（消 費税含 む。） あり、 基準日 におけ る新規 雇用従 業員の 数が <u>20</u> 人以上 である こと。	投下固定資 産に対して 賦課された 固定資産税 の納付額以 内の額 成総額は1 億円とし、1 年間の上限 額は1,000万 円とする。	操業 開始 後初 めて 賦課 され た年 度か ら10 年間			
事業所 等初期 投資助 成金	(5) (略)	操業	事業所 等初期 投資助 成金	(5) (略)	操業						
	(6) 投 下固定 資産総 額が3 億円以 上（消 費税含 む。） あり、 基準日 におけ る新規	投下固定資 産のうち、土 地及び家屋 に係る固定 資産評価額 の100分の10 以内の額で 上限額3,000 万円	操業 開始 した 年度 の翌 年度 又は 翌々 年度	(6) 投 下固定 資産総 額が3 億円以 上（消 費税含 む。） あり、 基準日 におけ る新規	投下固定資 産のうち、土 地及び家屋 に係る固定 資産評価額 の100分の10 以内の額で 上限額3,000 万円	操業 開始 した 年度 の翌 年度 又は 翌々 年度					

改 正 後				改 正 前			
	雇用従業員の数が <u>10人以上</u> であること。				雇用従業員の数が <u>20人以上</u> であること。		
雇用促進助成金の部 (略)				雇用促進助成金の部 (略)			

備考 1～3 (略)

別表第2 (第5条関係)

助成金の種類	指定の要件	
	投下固定資産総額	常用雇用従業員数
事業所等設置助成金	(1) <u>新設の場所等が</u> <u>5,000万円以下の場合</u> <u>500万円以上(消費税含む。)</u>	操業開始の日において市内に住所を有する者を4人以上
	(2) <u>新設の場所等が1億円以下の場合</u> <u>1,000万円以上(消費税含む。)</u>	
	(3)	

備考 1～3 (略)

別表第2 (第5条関係)

助成金の種類	指定の要件	
	投下固定資産総額	常用雇用従業員数
事業所等設置助成金	2,700万円以上(消費税含む。)	操業開始の日において市内に住所を有する者を4人以上

改 正 後			改 正 前				
	<p><u>資本金の額等が1億円を超える場合</u>  <u>2,000万円以上</u>  <u>(消費税含む。)</u></p>						
	<p>(4) <u>操業開始の日において市内に住所を有する者を10人以上</u>  <u>(消費税含む。)</u></p>						
増設又は移設の場合	<p>(1) <u>操業開始の日において基準従業員数より市内に住所を有する者を1人</u>  <u>(中小企業の範囲を超える事業者にあっては4人) 以上増員すること。</u>  <u>(消費税含む。)</u></p> <p>(2) <u>資本金の</u></p>		<p>増設又は  <u>1,000万円以上</u>  <u>(消費税含む。)</u></p> <p>移設の場合</p>		<p>操業開始の日において基準従業員数より市内に住所を有する者を1人  <u>(中小企業の範囲を超える事業者にあっては4人) 以上増員すること。</u>  <u>又は、雇用促進に努め、操業開始の日において市内に</u></p>		

改 正 後			改 正 前				
		<p><u>額等が1億円以下の場合</u>  <u>500万円以上（消費税含む。）</u>  <u>(3)</u>  <u>資本金の額等が1億円を超える場合</u>  <u>1,000万円以上（消費税含む。）</u></p> <p><u>(4)</u>  <u>1億円以上（消費税含む。）</u></p>	<p>住所を有する者を新たに1人（中小企業の範囲を超える事業者にあっては4人）以上雇用すること。</p> <p>操業開始の日において基準従業員数より市内に住所を有する者を10人以上増員すること。  又は、雇用促進に努め、操業開始の日において市内に住所を有する者を新たに10人以上雇用すること。</p>				<p>住所を有する者を新たに1人（中小企業の範囲を超える事業者にあっては4人）以上雇用すること。</p>
事業所等初期投資助成金	(1) 資本金の額等が5,000万	操業開始の日において市内に住所を有する者を4人以上	事業所等初期投資助成金	2,700万円以上（消費税含む。）	操業開始の日において市内に住所を有する者を4人以上		

改 正 後				改 正 前					
雇 用 促 進	新 設 の 場	<u>円以下の</u> <u>場合500</u> <u>万円以上</u> <u>(消費税</u> <u>含む。)</u> <u>(2)</u> <u>資本金の</u> <u>額等が1</u> <u>億円以下</u> <u>の場合</u> <u>1,000万</u> <u>円以上</u> <u>(消費税</u> <u>含む。)</u> <u>(3)</u> <u>資本金の</u> <u>額等が1</u> <u>億円を超</u> <u>える場合</u> <u>2,000万</u> <u>円以上</u> <u>(消費税</u> <u>含む。)</u> <u>(4)</u> <u>操業開始の日にお</u> <u>いて市内に住所を</u> <u>有する者を10人以</u> <u>上 (消費</u> <u>税含む。)</u>							
		雇 用 促 進	新 設 の 場	2,700万 円以上 (消費税 含む。)	操業開始の日にお いて市内に住所を 有する者を4人以 上				

改 正 後				改 正 前			
助成金	合	円以下の場合500万円以上(消費税含む。)		助成金	合		
		(2)資本金の額等が1億円以下の場合1,000万円以上(消費税含む。)					
		(3)資本金の額等が1億円を超える場合2,000万円以上(消費税含む。)					
増設又は移設の場	(1)資本金の額等が5,000万円以下の場合300万円以上(消費税	操業開始の日において基準従業員数より市内に住所を有する者を1人(中小企業の範囲を超える事業者にあっては4人)以上増員すること。		増設又は移設の場	1,000万円以上(消費税含む。)	操業開始の日において基準従業員数より市内に住所を有する者を1人(中小企業の範囲を超える事業者にあっては4人)以上増員すること。	

改 正 後				改 正 前			
		合	含む。) (2) <u>資本金の 額等が1 億円以下 の場合</u> <u>500万円 以上（消 費税含 む。） (3) 資本金の 額等が1 億円を超 える場合 1,000万 円以上 (消費税 含む。）</u>		合		又は、雇用促進に 努め、操業開始の 日において市内に 住所を有する者を 新たに1人（中小 企業の範囲を超え る事業者にあって は4人）以上雇用 すること。
備考 (略)				備考 (略)			

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の別表第1に規定する交付の要件及び別表第2に規定する指定の要件は、令和4年4月1日以後に第5条に規定する指定を受けた事業者から適用し、同日前に指定を受けた事業者については、なお従前の例による。

## 【参考資料】

# 下呂市企業立地促進及び企業支援に関する条例の一部を改正する条例要綱

## 1. 改正理由

令和3年4月1日より、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う下呂市固定資産税の特例に関する条例」において、課税免除に関する適用が改正されたことに併せ、当該条例の補助対象の適用も改正し、さらに優良企業の下呂市への誘致を促進するため、補助要件を緩和し、更なる企業誘致の促進を図るものです。

## 2. 概要

(1) 別表第1の一部を改めます。

交付の要件中、20人の箇所を10人に改めます。

(別表第1関係)

(2) 別表第2の一部を改めます。

指定の要件中、

○新設の場合、投下固定資産総額が2,700万円以上の箇所を  
資本金5,000万円以下の場合500万円以上、資本金1億円以下の場合1,000  
万円以上、資本金1億円を超える場合2,000万円以上に改め、新たな要件で  
投下固定資産3億円・常用雇用従業員数10人以上を追加します。

○増設の場合、投下固定資産総額が1,000万円以上の箇所を  
資本金5,000万円以下の場合300万円以上、資本金1億円以下の場合500万  
円以上、資本金1億円を超える場合1,000万円以上に改め、新たな要件で  
投下固定資産1億円・常用雇用従業員数10人以上を追加します。

(別表第2関係)

(3) この条例は、令和4年4月1日から施行します。

(附則関係)